



宮 崎 県 公 報

平成22年3月15日 (月曜日) 号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第2号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第3条第1項の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条の2の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第3条第1項又は第6条の2に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第72条の55第1項の規定によって申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定によって申告納付する日までに、事業税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第1号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、特例条例第3条の2の規定により事業税の課税免除を受けようとする者について準用する。</p> <p>3 第1項の規定によって、課税免除又は不均一課税を申請した法人は、当該課税免除又は当該不均一課税を申請した事業年度分の事業税の税額を納付する際、当該課税免除又は当該不均一課税を申請した額に相当する事業税の税額については、これを控除して納付しなければならない。</p> <p>(法人の事業税の納付期限の延長)</p> <p>第3条 前条第3項に規定する事業税の税額については、当該課税免除の申請に対する決定をする日までは、その納付の期限を延長するものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第4条又は第7条に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対する宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条</p>	<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号、第3条第1号及び第4条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号、第3条第1号及び第4条第1号又は第6条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第72条の55第1項の規定によって申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定によって申告納付する日までに、事業税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第1号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によって、課税免除又は不均一課税を申請した法人は、当該課税免除又は当該不均一課税を申請した事業年度分の事業税の税額を納付する際、当該課税免除又は当該不均一課税を申請した額に相当する事業税の税額については、これを控除して納付しなければならない。</p> <p>(法人の事業税の納付期限の延長)</p> <p>第3条 前条第2項に規定する事業税の税額については、当該課税免除の申請に対する決定をする日までは、その納付の期限を延長するものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第2号及び第5条第1号又は第6条第2号及び第7条第1号に規定す</p>

例第19号) 第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第2号)を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第6条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第5条又は第8条に規定する償却資産又は構築物について、同条に規定する各年度ごとに、法第745条第1項の規定によって準用する法第383条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(課税免除の通知)

第7条 知事は、前条の規定によって、固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第2条又は第6条の規定に該当する場合には、課税免除(不均一課税)通知書(別記様式第5号)により、当該規定に該当しない場合には、課税免除(不均一課税)否認通知書(別記様式第6号)によって通知するものとする。

2 前項の規定は、所長に対し、第2条又は第4条の規定により事業税又は不動産取得税に係る課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において準用する。

様式第1号(その1の2)(第2条関係)

[略]

様式第1号(その2)(第2条関係)

[略]

記載上の注意

1~5 [略]

6 課税免除(不均一課税)の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)~(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第6条の2に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

[略]

る家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第2号)を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第6条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第3号、第3条第3号、第4条第3号及び第5条第2号又は第6条第3号及び第7条第2号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第2条から第7条までに規定する各年度ごとに、法第745条第1項の規定によって準用する法第383条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第7条 知事は、第2条第1項、第4条又は第6条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第2条から第7条までの規定に該当する場合には、課税免除(不均一課税)通知書(別記様式第5号)により、当該規定に該当しない場合には、課税免除(不均一課税)否認通知書(別記様式第6号)によって通知するものとする。

様式第1号(その2)(第2条関係)

[略]

様式第1号(その3)(第2条関係)

[略]

記載上の注意

1~5 [略]

6 課税免除(不均一課税)の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)~(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第6条第1号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

[略]

別記様式第2号(その2)及び別記様式第2号(その3)を削り、別記様式第2号(その4)を別記様式第2号(その2)とする。
別記様式第3号(その2)を削り、別記様式第3号(その3)を別記様式第3号(その2)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。